【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年９月19日
【発行者（受託者）名称】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長　　長　島　巌
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号
【事務連絡者氏名】	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 オルタナティブアセット運用部 金融商品運用課　　課長　立　花　真　吾
【電話番号】	03(3212)1211(大代表)
【発行者（委託者）氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	該当事項はありません。
【住所又は本店の所在の場所】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の名称】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド　対面型受益権／愛称：投資の一歩 実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド　非対面型受益権／愛称：クエスト
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の金額】	実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド　対面型受益権／愛称：投資の一歩および実績配当型合同運用指定金銭信託（個人用）ベビーファンド　非対面型受益権／愛称：クエストを合わせて２兆円を上限とします。 ただし、一時期に想定を超えるお申込みがあった場合や信託財産の運用状況等によっては、募集の制限や停止をさせていただくことがあります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年６月19日付で提出した有価証券届出書の記載事項について、マザーファンドの信託約款および当信託が取得しているファンド信用格付の変更に伴う訂正等を行うため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
　第１　内国信託受益権の募集（売出）要項
　　１　内国信託受益権の形態等
第二部　信託財産情報
　第１　信託財産の状況
　　１　概況
　　　（４）信託財産の管理体制等
　　　　②信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度
　　３　信託の仕組み
　　　（１）信託の概要
　　　　①信託の基本的仕組み
　　　　　(a)仕組みの概要
　　　　　(b)ファンド信用格付について
　　　　　(c)優先劣後構造について
　　　　②信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項
　　　　　(b)運用対象および方法
　　５　投資リスク

３【訂正箇所】

第一部【証券情報】

第１【内国信託受益権の募集（売出）要項】

１【内国信託受益権の形態等】

（訂正前）

（前略）

当信託は、2023年６月19日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）より、ファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年９月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付となります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

《ファンド信用格付とは》

株式会社格付投資情報センター（R&I）のファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見です。ファンド信用格付の主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。評価は「AAAfc」から「Cfc」の９段階

ですが、「AAfc」格から「CCCfc」格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。当信託が取得しているファンド信用格付（「Afc」）は、９段階の上から３番目となります。

《ファンド信用格付の定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

※　ファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「A（シングルエー）」の債券と同程度である。」を意味します。なお、債券等の長期個別債務格付の定義については、下記「参考：長期個別債務格付の定義」をご参照ください。

（後略）

（訂正後）

（前略）

当信託は、2023年９月19日現在において、信用格付業者である株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）より、ファンド信用格付「AAfc（ダブルエーエフシー）」を取得しています。ファンド信用格付については、R&Iが2010年９月30日付けで金融庁に登録し、信用格付業者となっているため、信用格付業者から取得する格付となります。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

《ファンド信用格付とは》

株式会社格付投資情報センター（R&I）のファンド信用格付は、ファンドの管理・運用体制の評価結果により格付付与が可と判断された場合の、ファンドの運用資産の平均的な信用力に対するR&Iの意見です。ファンド信用格付の主な評価対象は、ファンドの運用資産である債券ポートフォリオです。評価は「AAAfc」から「Cfc」の９段階ですが、「AAfc」格から「CCCfc」格については、上位格に近いものにプラス、下位格に近いものにマイナスの表示をすることがあります。当信託が取得しているファンド信用格付（「AAfc」）は、９段階の上から２番目となります。

《ファンド信用格付の定義》

符号	定義
AAAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAAの債券と同程度である。
AAfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、AAの債券と同程度である。
Afc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Aの債券と同程度である。
BBBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBBの債券と同程度である。
BBfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、BBの債券と同程度である。
Bfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Bの債券と同程度である。
CCCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCCの債券と同程度である。
CCfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、CCの債券と同程度である。
Cfc	ファンドの運用資産の平均的な信用力が、Cの債券と同程度である。

※　ファンド信用格付「AAfc（ダブルエーエフシー）」は、「ファンドの運用資産の平均的な信用力が「AA（ダブルエー）」の債券と同程度である。」を意味します。なお、債券等の長期個別債務格付の定義については、下記「参考：長期個別債務格付の定義」をご参照ください。

（後略）

第二部【信託財産情報】

第１【信託財産の状況】

１【概況】

（４）【信託財産の管理体制等】

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する基本的態度】

（訂正前）

（a）当信託は、委託者から信託された信託金を、当信託の信託約款にもとづく信託契約（対面型契約に係るものか非対面型契約に係るものかを問いません。）により信託された他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、安全性に配慮しながら、円定期預金（店頭表示金利）を上回る収益を目指して、マザーファンドを通じて、主に自動車ローン債権やクレジットカード債権等を裏付けとした信託受益権および貸付債権等に運用を行います。マザーファンドの主な運用資産は、取得時点において格付機関から「長期A格以上、短期a-2格以上」またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付を取得している信託受益権および貸付債権等の資産および当該資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権に限ります。なお、合同運用財産の一部は、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、決済用預金（無利息普通預金）または当信託受託者の銀行勘定に対する貸付で管理または運用することがあります。

（b）当信託の運用資産の平均的な信用力を示す目安として、2023年６月19日現在において、R&Iから、「Afc（シングルエーエフシー）」のファンド信用格付を取得しています。

（後略）

（訂正後）

（a）当信託は、委託者から信託された信託金を、当信託の信託約款にもとづく信託契約（対面型契約に係るものか非対面型契約に係るものかを問いません。）により信託された他の信託金と合同して運用します。また、当信託は、安全性に配慮しながら、円定期預金（店頭表示金利）を上回る収益を目指して、マザーファンドを通じて、主に自動車ローン債権やクレジットカード債権等を裏付けとした信託受益権および貸付債権等に運用を行います。マザーファンドの主な運用資産は、取得時点において格付機関から「長期AA格以上」またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付を取得している信託受益権および貸付債権等の資産および当該資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権に限ります。なお、合同運用財産の一部は、満期償還や中途解約に伴う支払準備等のため、決済用預金（無利息普通預金）または当信託受託者の銀行勘定に対する貸付で管理または運用することがあります。

（b）当信託の運用資産の平均的な信用力を示す目安として、2023年９月19日現在において、R&Iから、「AAfc（ダブルエーエーエフシー）」のファンド信用格付を取得しています。

（後略）

３【信託の仕組み】

（１）【信託の概要】

①【信託の基本的仕組み】

（a）仕組みの概要

（訂正前）

（前略）

<運用概要図>

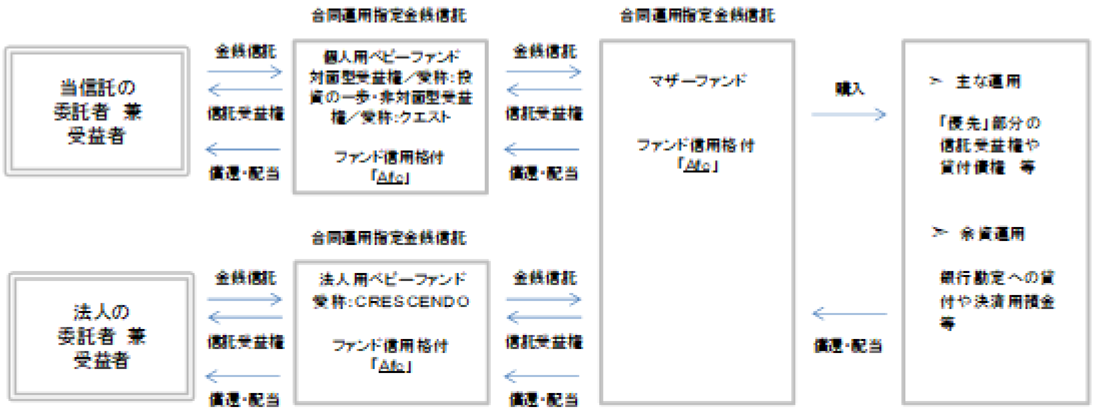

（後略）

（訂正後）

（前略）

<運用概要図>

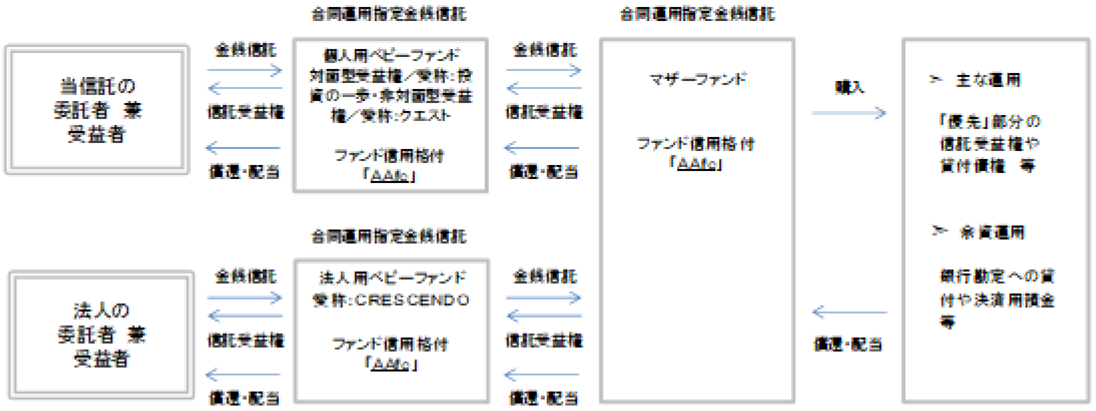

（後略）

(b) ファンド信用格付について

（訂正前）

当信託は、2023年６月19日現在において、R&Iよりファンド信用格付「Afc（シングルエーエフシー）」を取得しています。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

（後略）

（訂正後）

当信託は、2023年９月19日現在において、R&Iよりファンド信用格付「AAfc（ダブルエーエフシー）」を取得しています。なお、ファンド信用格付は、市場環境の変化等により、変更される可能性があります。

（後略）

(c) 優先劣後構造について

（訂正前）

（前略）

当信託では、原則として、A格以上の格付を取得している「優先」部分のみをマザーファンドの投資対象とし、安全性に配慮した運用を行います。

（後略）

（訂正後）

（前略）

当信託では、原則として、AA格以上の格付を取得している「優先」部分のみをマザーファンドの投資対象とし、安全性に配慮した運用を行います。

（後略）

②【信託財産の運用（管理及び処分）に関する事項】

(b) 運用対象および方法

（訂正前）

（前略）

<マザーファンドの運用対象および方法>

1）マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産を、主として、下記2）に定義される適格格付を取得した以下に掲げる資産（以下「マザーファンドの適格資産」といいます。）およびマザーファンドの適格資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権（マザーファンドの受託者が貸付を行う場合を含み、以下「マザーファンドの適格資産裏付貸付債権」といい、マザーファンドの適格資産およびマザーファンドの適格資産裏付貸付債権を合わせて、以下「マザーファンドの運用対象資産」といいます。）で運用します。

マザーファンドの適格資産

a）信託受益権および信託受益証券

b）貸付債権（信託勘定または特別目的会社等向け貸付債権を含みます。また、マザーファンドの受託者が貸付を行う場合を含みます。）

c）国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券

d）コマーシャルペーパー

e）上記a）ないしd）に類似する性質を有する資産

2）適格格付とは、次に定める格付機関（当該格付機関の営業を譲り受け、または承継した者を含みます。）もしくはマザーファンドの受託者がこれらと同等と認めた信用格付業者が付した当該各号に定める格付またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付をいいます。なお、上記1）に従って取得したマザーファンドの運用対象資産またはマザーファンドの適格資産裏付貸付債権の裏付けであるマザーファンドの適格資産の格付が以下に定める格付またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付よりも低下した場合も、マザーファンドの信託約款において別途定める場合を除き、マザーファンドの受託者は、マザーファンドの運用対象資産を換金処分する義務を負わないものとします。

a）株式会社格付投資情報センター

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ、ＡＡ－、Ａ+、Ａ、ａ-１+、ａ-１、ａ-２

b）株式会社日本格付研究所

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ、ＡＡ－、Ａ+、Ａ、Ｊ-１+、Ｊ-１、Ｊ-２

c）ムーディーズＳＦジャパン株式会社

Ａａａ、Ａａ１、Ａａ２、Ａａ３、Ａ１、Ａ２、Ｐ-１、Ｐ-２

d）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ、ＡＡ－、Ａ+、Ａ、Ａ-１+、Ａ-１、Ａ-２

e）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ、ＡＡ－、Ａ+、Ａ、Ｆ１+、Ｆ１、Ｆ２

（後略）

（訂正後）

（前略）

<マザーファンドの運用対象および方法>

1）マザーファンドの受託者は、マザーファンドの合同運用財産を、主として、下記2）に定義される適格格付を取得した以下に掲げる資産（以下「マザーファンドの適格資産」といいます。）およびマザーファンドの適格資産を裏付けとした特別目的会社等向け貸付債権（マザーファンドの受託者が貸付を行う場合を含み、以下「マザーファンドの適格資産裏付貸付債権」といい、マザーファンドの適格資産およびマザーファンドの適格資産裏付貸付債権を合わせて、以下「マザーファンドの運用対象資産」といいます。）で運用します。

マザーファンドの適格資産

a）信託受益権および信託受益証券

b）貸付債権（信託勘定または特別目的会社等向け貸付債権を含みます。また、マザーファンドの受託者が貸付を行う場合を含みます。）

c）国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券および非居住者円貨建債券

d）上記a）ないしc）に類似する性質を有する資産

2）適格格付とは、次に定める格付機関（当該格付機関の営業を譲り受け、または承継した者を含みます。）もしくはマザーファンドの受託者がこれらと同等と認めた信用格付業者が付した当該各号に定める格付またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付をいいます。なお、上記1）に従って取得したマザーファンドの運用対象資産またはマザーファンドの適格資産裏付貸付債権の裏付けであるマザーファンドの適格資産の格付が以下に定める格付またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付よりも低下した場合も、マザーファンドの信託約款において別途定める場合を除き、マザーファンドの受託者は、マザーファンドの運用対象資産を換金処分する義務を負わないものとします。

a）株式会社格付投資情報センター

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ

b）株式会社日本格付研究所

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ

c）ムーディーズＳＦジャパン株式会社

Ａａａ、Ａａ１、Ａａ２

d）S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ

e）フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社

ＡＡＡ、ＡＡ+、ＡＡ

（後略）

５【投資リスク】

（訂正前）

（前略）

④ その他のリスク

（中略）

・当信託はマザーファンドを通じて証券化商品（信託受益権等）の優先部分（2023年５月25日時点では、全てAAA格の格付を付与されたもの※）を主な運用対象としており、かかる証券化商品の裏付資産は自動車ローン債権を中心として様々な資産で構成されております。格付機関は、裏付資産ごとの特性（例えば、法人向け・個人向け、大口与信先の有無等）を考慮しつつ、深刻な景気後退局面でも優先部分の元本毀損が起こらない水準として劣後水準を決定した上で、優先部分にAAA格の格付を付与しております。当信託およびマザーファンドの受託者は、今後の状況の進展と、主な運用対象である証券化商品および当信託の財務状況への影響を継続的に監視しつつ、運用を実施していきます。

※マザーファンドを通じた当信託の主な運用対象は、取得時点において格付機関から「長期A格以上、短期a-2格以上」またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付を取得している信託受益権等であり、今後AAA格以外の格付を取得している信託受益権等に投資することを妨げるものではございません。

（後略）

（訂正後）

（前略）

④ その他のリスク

（中略）

・当信託はマザーファンドを通じて証券化商品（信託受益権等）の優先部分（2023年５月25日時点では、全てAAA格の格付を付与されたもの※）を主な運用対象としており、かかる証券化商品の裏付資産は自動車ローン債権を中心として様々な資産で構成されております。格付機関は、裏付資産ごとの特性（例えば、法人向け・個人向け、大口与信先の有無等）を考慮しつつ、深刻な景気後退局面でも優先部分の元本毀損が起こらない水準として劣後水準を決定した上で、優先部分にAAA格の格付を付与しております。当信託およびマザーファンドの受託者は、今後の状況の進展と、主な運用対象である証券化商品および当信託の財務状況への影響を継続的に監視しつつ、運用を実施していきます。

※マザーファンドを通じた当信託の主な運用対象は、取得時点において格付機関から「長期AA格以上」またはこれらと同等とマザーファンドの受託者が認めた格付を取得している信託受益権等であり、今後AAA格以外の格付を取得している信託受益権等に投資することを妨げるものではございません。

（後略）